

労働組合の権利に関する
1991 年 4 月 19 日付モンゴル国法律[仮訳]
2015 年最終改正

第 1 条 法律の目的

この法律の目的は、個人が労働する権利を行使し、かつ、それと関連する適法な利益を共同で保護する目的のため、自由意思により自由に団結・統一して活動を展開する権利を確保し、この範囲において生ずる社会的関係を調整することに存する。

第 2 条 労働組合の権利に関するモンゴル国の法令

労働組合の権利に関するモンゴル国の法令は、モンゴル国憲法、法人の国家登記に関する法律及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布したモンゴル国の法令のその他のアクトによりこれを構成する。

第 3 条 労働組合に団結・統一する権利

- 1 個人は、労働する権利を行使し、かつ、それと関連する適法な利益を保護する目的のため、いかなる承認も受けることなく、自己の自由意思に基づいて、いかなる差別もなく、労働組合に自由に団結・統一する権利を有する。
- 2 労働組合に組合員として加入し、又は組合員が脱退することは、これを強要することができない。
- 3 労働組合の組合員であるか否かと関連して、個人の権利若しくは自由を制限し、又はそれを差別して取り扱うことは、これを禁止する。

第 4 条 労働組合の独立性の保障

- 1 労働組合は、職業又は産業の特性により設立され、法律の範囲内において活動を独立して自由に展開する。
- 2 労働組合は、平等な権利を有する。
- 3 労働組合は、自由意思に基づいて団結・統一して団体を設立し、国際的労働組合連合体に成員として加入する権利を有する。
- 4 労働組合及びその団体は、法人格を享有する。

第 4¹ 条 (失効)

第 4² 条 (失効)

第 4³ 条 労働組合の国家登記への登記

- 1 発起設立人は、労働組合を国家登記に登録させる旨の申請を法人の国家登記に関する法律の定めに従い法人の国家登記に係る事項を所管する国家行政機関に提出する。
- 2 前項所定の申請その他の必要な文書を法人の国家登記に係る事項を所管する国家行政機関が審査するのにおいて要件を満たした場合には、労働組合は、2 業務日以内にこれを国家登記に登録する。
- 3 法人の国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、労働組合の登記を拒絶し

た場合には、これに関する根拠のある決定を採択する。

第44条 労働組合の解散又は活動の中止

労働組合は、自由意思により解散し、又は他の労働組合と統一して活動を中止することができる。これについては、10日以内に法人の国家登記に係る事項を所管する国家行政機関に通知する。

第45条 労働組合の登記からの抹消

労働組合がモンゴル国憲法、この法律、それらに適合させて発布した法令のその他のアクト又は自己の規約に違反したことが裁判所により確定され、これがその活動中止の根拠となることとなった場合には、法人の国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、当該労働組合を国家登記から抹消する。

第5条 労働組合の基本的権利

1 労働組合は、労働関係と関連する活動を展開するのにおいて、次の基本的権利を享有する。

- (1) 経営管理部門又は使用者と協議を行い、集団契約その他の契約を締結し、その履行について監督を行うこと。
- (2) 労働紛争を審理する機関において組合員の権益を代表して保護すること。
- (3) 労働する権利と関連するモンゴル人民共和国の法令の執行を監督・検査し、それらの遵守・執行を経営管理部門に対し要求すること。
- (4) 労働する権利を損なう経営管理部門の決定を拒絶して中止させ、変更させ、若しくは失効させ、又は契約を終了させる旨を要求すること。
- (5) 労働する権利の保護に関連するいかなる事項についても、組合員又は従業員の考え、意見又は希望の必要性を検討し、経営管理部門に対し要求を提出し、情報を提供し、しかるべき機関において代表すること。
- (6) 組合員又は従業員の侵害された権利を回復して確定するように裁判所に対し代表して請求を提出すること。
- (7) 労働する権利に関連するいずれの事項をも労働者をして協議させるよう提唱し、又は組合員をして独立して協議させるよう組織すること。
- (8) 活動の展開に必要な情報を経営管理部門から発行させて取得すること。
- (9) モンゴル人民共和国の法令所定の手続によりデモンストレーション、集会又はストライキを組織すること。
- (10) モンゴル人民共和国の法令所定のその他の権利

2 当該組織に2つ以上の労働組合がある場合には、それらは、合意して共同の代表を任命し、経営管理部門又は使用者と1つの集団契約を締結する。

その他の場合には、集団契約は、全従業員の代表が経営管理部門と締結することができる。

3 前二項の規定は、労働組合の地方又は全国範囲の団体に対し準用する（この場合において、「経営管理者」というものには、モンゴル人民共和国の国の執行管理最高機関及び中央又は地方の機関を含めて理解する。）。

4 労働組合の全国範囲の統一的団体（複数の団体のある場合には、それらの代表者）は、モンゴル人民共和国の政府及び使用者の全国範囲内の組織と社会的協議を保障する三当事者協定を締結することができる。当該協定の締結手続は、参加当事者がこれを定める。

第6条 労働組合の活動及びその選出した従業員の権利の保証

1 労働組合を経営管理部門の手続により解散させ、活動を中止させ、又は追及して抑圧する等により活動に障害をもたらすことは、これを禁止する。

- 2 基本的職務を免除されない労働組合の選出した従業員をその者及び選出した集団の承諾なくして他の職務に移転し、経営管理部門のイニシアチブにより職務から解任し、又はその者に対し選出に係る職責と関連して規律処分を科すことは、これを禁止する。
- 3 基本的職務を免除される労働組合の選出した従業員の選任期間が終了し、かつ、正当なその他の理由により選出に係る職責から解任された場合において、経営管理部門は、その者を原職務に戻して従業させ、又は当該職務がないときは、その者の承諾により、従前に取得していた平均賃金を減額することなくして職務を与える。
- 4 労働組合及びその選出した従業員をして活動を展開させる条件及び便宜を提供することに係る事項は、これを集団契約に定めて実施する。基本的職務を免除される労働組合の選出した従業員に対しては、一般従業員と同様に集団契約が適用される。
- 5 企業又は組織の経営管理部門の指導管理役職員は、労働組合の選出に係る職務を兼任して履行することができない。

第7条 労働組合の財務及び財産

- 1 労働組合は、自主的財務採算原則により活動する。
- 2 労働組合の財産は、組合員の会費、贈与及び活動を展開するのに必要なその他の財産によりこれを構成する。

第8条 労働組合の権利に関する国際条約の遵守・履行

労働組合の権利に関するモンゴル人民共和国の法令の規定がモンゴル人民共和国の国際条約の規定に違反する場合には、国際条約の規定による。

第9条 労働組合の権利に関する法令違反の責任

- 1 労働組合の権利に関するモンゴル人民共和国の法令に違反した故意又は過失のある者に対しては、モンゴル人民共和国の法令所定の根拠及び手続に従い責任を引き受けさせる。
- 2 労働組合がモンゴル人民共和国の憲法その他の法律に違反した場合には、その法律違反活動は、裁判所の判決によりこれを中止させることができる。

第9条 法律違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第10条 法律の発効

この法律は、1991年7月1日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)